

第35号議案 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 「学びの多様化学校」の概要	2
2 条例改正の概要	4
3 条例改正の内容	4
4 条例の施行期日	4
5 新旧対照表	5

教育委員会

令和7年2月

1 「学びの多様化学校」の概要

(1) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）とは

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 56 条に基づき（第 79 条（中学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。

国は、第 4 期教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令都市での 1 校以上の設置を本計画期間内に進め、将来的には全国で 300 校の設置を目指すとしている。

令和 6 年 4 月現在、15 都道府県に 35 校（公立 21 校、私立 14 校）の学びの多様化学校が設置されている。開設スタイルは様々で、学校の設置基準を満たした「本校」タイプ、既存の学校から分離して他の建物の一部を使用して設置する「分教室」タイプがある。

(2) カリキュラム等について（案）

ア 年間の総授業時数を標準の 1015 時間から 2 割ほど減じ、805 時間に軽減。

イ 登校時刻を遅く設定し、朝の時間にゆとりを創出。

ウ 午前 2 単位時間、午後 2 単位時間に設定（週 20 単位 × 35 週 = 700 時間）

エ 朝 10 分、午後 20 分の帯時間を設定。

（1 日 30 分 × 週 5 日 / 1 単位時間 50 分 × 35 週 = 105 時間）

オ SC（スクールカウンセラー）による定期的なカウンセリングの実施。

カ 体験活動や SST（ソーシャルスキルトレーニング）等、社会的自立を支援する学びを積極的に導入。

日 課 表

登 校	～ 9 : 50
朝の学活	9 : 50 ～ 9 : 55
リフレッシュ (保健体育)	9 : 55 ～ 10 : 05
第 1 校時	10 : 10 ～ 11 : 00
第 2 校時	11 : 10 ～ 12 : 00
昼食・昼休	12 : 00 ～ 13 : 00
第 3 校時	13 : 00 ～ 13 : 50
第 4 校時	14 : 00 ～ 14 : 50
セパレート (国・数・外)	15 : 00 ～ 15 : 20
帰りの学活	15 : 20 ～ 15 : 30

※外勤等で 1 単位カットした場合は、翌週のセパレートタイム 10 分増等の対応を行う。

(3) 設置場所

- 本校 住所 長崎市桜馬場2丁目2番1号 長崎市立桜馬場中学校
- 分教室 住所 長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館2階
- 配置 教室3、職員室1、保健スペース1、個別スペース1 等
- 延床面積 315㎡

(4) 市民会館に設置する理由

ア 位置

市の中心部で交通の便が良く、市内全域から無理なく通学可能な場所である。

イ 建物の状況

学校施設を設置できる耐震性があり、2階に避難口を設置することで同階への設置基準を満たすことができる。

ウ 利用可能スペース

現在利用している2階研修室の移転、及びその移転先の7階に入居している団体等の移転が必要となるが、必要な機能を整備できるスペースがある。

※ 市民会館2階の「調理実習室」、7階の「体育室」や「室内楽室」等については、市民の生涯学習の学びの場として稼働率が高いため貸室のままとし、学びの多様化学校が使用する時間帯等を指定管理者と協議の上、運用していくこととする。

エ 搬出搬入及び人的セキュリティ対策

各種物資の搬入に関しては、2階に設置する避難口を入口として利用することで、他の施設利用者と交わることなく、直接学びの多様化学校エリアに対して搬出搬入ができる。

ある程度の動線誘導は行うが、学びの多様化学校エリアの教室前廊下やトイレは、基本的に生徒と市民の共用スペースとなる。各教室や保健スペースの出入口に電子錠を設置して所属生徒のIDカードで開閉できる仕組みを取り入れたり、教室間の連絡扉を設けたり、各部屋間のインターホンを設置したりすることで、セキュリティ対策を講じることができる。

2 条例改正の概要

不登校者数の増加に伴い、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があるため、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を長崎市民会館内に開設する。

3 条例改正の内容

長崎市立中学校条例

次のとおり、「学びの多様化学校」を桜馬場中学校の分教室として定める。

(改正前)		(改正後)	
名称	位置	名称	位置
長崎市立桜馬場中学校	長崎市桜馬場2丁目2番1号	長崎市立桜馬場中学校	長崎市桜馬場2丁目2番1号
		分教室	長崎市魚の町5番1号

4 条例の施行期日

長崎市立中学校条例の改正は令和8年4月1日から施行する。

長崎市立中学校条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○長崎市立中学校条例		○長崎市立中学校条例	
昭和39年3月30日		昭和39年3月30日	
条例第21号		条例第21号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号	長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号
長崎市立桜馬場中学校	長崎市桜馬場2丁目2番1号	長崎市立桜馬場中学校	長崎市桜馬場2丁目2番1号
分教室	長崎市魚の町5番1号	【新設】	

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。